

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年十月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十月十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 昌 行

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越日高線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>川越市大字笠幡字前大町一八六 番一地从り同市大字笠幡字東 前原六九番五三地从りまで</p>		区 間
<p>一一・二一 二二・八六</p>	<p>一一・二一 一一・八二</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>四九・三三</p>		延長 (メートル)
<p>市道〇〇七八号線の整備に伴う交差点改良工事による。</p>		備考